

平成 23 年度

学位（博士）の授与に係る論文内容
の要旨及び論文審査結果の要旨

(平成 23 年 9 月授与分)

北九州市立大学大学院
社会システム研究科

目 次

学位番号	学位被授与者氏名	論文題目	頁
甲第57号	清水 満	フィヒテの社会哲学	1

学位被授与者氏名	清水 満 (しみず みつる)
本籍	長崎県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 57 号
学位授与年月日	平成 23 年 9 月 26 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	フィヒテの社会哲学
論文題目 (英訳または和訳)	The Social-Philosophy of Fichte
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学法学部 教授 博士 (法学) 中道 壽一 同審査委員： 北九州市立大学法学部 教授 博士 (法学) 重松 博之 同審査委員： 駒澤大学法学部 准教授 博士 (法学) 高橋 洋城
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文は、イェナ期フィヒテから中期フィヒテ、後期フィヒテに至るフィヒテの社会哲学の全体を射程に入れながら、その社会哲学が「被制約の中の自由」という概念の下に、理性的存在者の自由な共存とその現実形態としての共和主義を一貫して追求したものであることについて、フィヒテの初期から後期までの公刊著作のみならず、周辺資料および研究文献まで十分に読み込んで詳細に論証した、極めて意欲的な研究である。</p> <p>本論文は、4 部構成 16 章および 2 中間考察からなる浩瀚な論文であり、第一部ではイェナ大学での講義『学者の使命についての講義』と『精神と字句の区別について』を対象に、フィヒテ哲学が生の哲学、生きた個々人の生に即した思想であったことを提起しながら、その後のフィヒテの社会哲学を理解する際に必要な基礎概念、「相互作用」、「身分」とその移動の自由、「小社会」などを呈示している。</p> <p>第二部では、イェナ期フィヒテの中心的な著作『自然法の基礎』を相互承認、権利概念、人民主権と共和制という視点から考察し、フィヒテの「強制」概念は彼の「自由の自己制限による自由の実現」にとって本質的なものであり、フィヒテは依然として人民主権者で共和制の支持者であることを論証している。</p> <p>第三部では、「中期フィヒテの社会哲学」として、時期的にも内容的にもイェナ期とベルリン期を媒介する『道徳論の体系』を取り上げ、彼の社会論、義務論、身分論を考察し、また、ベルリン期の最初の著作『フリーメイソンの哲学』を取り上げ、初期から引き続くフィヒテの考え方、すなわち、小社会における自由な相互の作用が国家を含む大きな社会を変革し、流動化する契機となり、異なる身分相互の作用とその相互形成の場となるという思想の存在を呈示し、彼の思想の一貫性を指摘している。さらに、後期フィヒテの代表作とされる『ドイツ国民に告ぐ』についても考察し、フィヒテは狂信的なナショナリズムを主張したのでもなく、個を犠牲にする全体主義へ転向したのでもなく、一貫して、</p>

	<p>人民主権にもとづく近代国民国家形成のための公民教育を提唱し、中世都市の市民自治とその文化をドイツのモデルとみなした共和主義者であることを指摘している。</p> <p>第四部では、フィヒテのベルリン大学教授時代の著作である『1812年の法論』と『国家論』、および『国家論補遺』について分析し、フランス革命の混乱とナポレオンの台頭を前にした衆愚政治、ポピュリズムに関して考察していること、戦争は抑圧者、占領者からの解放のためにのみ肯定され、「自由と権利の共和国」を樹立するための手段であって、支配や征服を目的とするものでないこと、教師身分による統治は、教師集団の促しにより、国民が法や強制権力の必要性を自ら認識し、自己の自由を自ら制限して、理性の共和国を地上にうち立てるものであることなどを指摘し、彼の社会哲学が自由の実現をもとめる各人の自己形成、相互作用を基礎としたものであり、一貫して共和主義、人民主権の立場に立つものであることを再確認している。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>以上のように、本論文は、フィヒテの社会哲学について全体的かつ詳細な考察を行ったものであり、以下の諸点で高く評価することができる。</p> <p>①知識学の原理にしたがって論述されている『自然法の基礎』は、前提とされている知識学の理解が困難であるという事情のために、従来、社会哲学的研究の対象としては、まとまった形で扱われることが稀であったが、そうした研究状況の中、本論文は、知識学の前提を「自由による自由の自己制限」という形で第一中間考察において的確に整理し示した上で、それにもとづいて『自然法の基礎』の論旨を、詳細かつ内在的に分析・考察しており、こうした堅実な手法は高く評価できる。</p> <p>②本論文には、カントの「法論」とフィヒテの議論との相互関係についての論述など、複雑な相互の「継承と対立」の関係および錯綜した諸論点を明快に説いている点や、「監督官制度」についての論点など、すぐれた論点が随所にみられる。</p> <p>③本論文は、『ドイツ国民に告ぐ』を中心とした従来のフィヒテ解釈にありがちであった「全体主義者」フィヒテという理解を批判し、それに代えて「共和主義者」フィヒテという一貫した像を、フィヒテの様々な論考に即しながら、「小社会」や「相互作用」といった概念に注目しつつ論証しており、これまでとは異なるフィヒテ像を提示することに成功している。</p> <p>④本論文は、フィヒテ思想の現代的意義について触れる際、フーコーやハーバーマス、イリイチなど現代思想家と関連づけながら説明するだけでなく、教育問題など身近な事例を取り上げ、フィヒテの「気づき」や「促し」を効果的に応用している。その意味で、本論文は、フィヒテ思想の単なる再構成ではなく、フィヒテ的「啓蒙」の展開ともなっていて、多くのことを啓発させてくれる重厚な論文である。</p> <p>⑤本論文において、フィヒテの著作自体の論理のみならず、各々の著作の成立事情や歴史的背景、周辺事情についても十分な考察が示されている。また、フィヒテとの関わりにおいて、カント、ヘーゲル等をはじめとした先行する、あるいは同時代の著作、思想についても十分な考察と見識が認められる。これらの点において、筆者の研究上の努力と蓄積が認められ、本論文は、思想史研究として大変に水準の高いものとなっているし、公刊著作を含め、これまでの</p>

	<p>我が国のフィヒテ論と比べても極めて意義のある論稿である。</p> <p>平成23年9月2日に、北九州市立大学北方キャンパス3号館都市政策研究所会議室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施し、清水満氏が優れた研究業績を既に有し早期修了の要件を満たしていることを確認し、論文内容の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士（学術）として十分な内容であると判定した。</p>
--	--

平成 23 年度学位（博士）の授与に係る論文内容の要旨及び論文
審査結果の要旨 第 12 号 （平成 23 年 9 月授与分）

発行日 2011 年 9 月

編集・発行 北九州市立大学 教務課

〒802-8577

北九州市小倉南区北方四丁目 2 番 1 号

電話 093-964-4021